岡山市部活動ガイドライン

平成31年1月

岡山市教育委員会

目 次

部活動ガイドライン策定の趣旨	•••1
部活動の位置付け	•••2
部活動の意義	•••2
これからの部活動の在り方(1) 目指す姿(2) 部活動を通して期待すること	• • • 3
 適切な運営のための体制整備 (1)活動の方針の策定等 (2)指導・運営に係る体制の構築 	•••4
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動のための取組(1) 適切な指導の実施(2) 部活動用指導手引きの普及・活用	• • • 5
3 適切な休養日等の設定 計画的な指導に向けての休養日の設定等	• • • 6
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備(1)生徒のニーズを踏まえた運動部の設置(2)地域との連携等	• • • 7
5 学校単位で参加する大会等の見直し	• • • 8
6 安全管理と事故防止について 生徒の安全管理について	• • • 8

部活動ガイドライン策定の趣旨

部活動には、学校教育の一貫として、共通の目標に向かって努力することを通して、生徒同士や教職員と生徒の信頼関係が深まり、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育む等の良さがある。

また、心身をリフレッシュさせるだけでなく、仲間とともに自主的・自発的に行う活動が多くの生徒に喜びと生きがいをもたらしている。

しかしながら、今日の部活動では、長時間にわたる活動、大会等で勝つことのみを重視した偏った指導や組織運営により、生徒が十分な休養をとることができず、けがや障害に結び付いたり、場合によってはバーンアウトを引き起こしたりするなど本来の教育的意義とは大きくかけ離れている現実もみられる。

また、生徒だけでなく、指導する側の教職員にとっても、専門外や未経験の種目の部活動を担当することもあり、指導に自信が持てなかったり、体を休めリフレッシュするための休養日や教職員が本来必要とする教材研究や研修等を行う時間を確保できなかったりするなどワークライフバランスが実現しにくい状況にもある。とりわけ多くの生徒が参加する種目においては、これらの傾向は一層顕著になっている。

今日、生徒を取り巻く社会や経済が急激に変化し、教育等の課題が複雑化・多様化するなかで、部活動に対しても従前の考え方や指導方法等を見直し、これら多くの課題を解決していく必要がある。

そこで、岡山市教育委員会(以下「市教委」という。)では、適正な部活動の運営に向けて、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「国のガイドライン」という。)や同年9月に岡山県教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」(以下「県の方針」という。)を参考に、部活動のあるべき姿を明確にし、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、スポーツや芸術・文化に親しむ基礎を培う資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようにするために「岡山市部活動ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を策定することとした。

なお、文化部活動については、当面は、本ガイドラインに準じた扱いにするものとする。 平成30年12月末に、文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 が策定された。これを受けて、平成31年度には本ガイドラインを改定していく予定であ る。

本ガイドラインが教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体で広く 共有され、部活動が適切に運営されることを目指していくものである。

部活動の位置付け

部活動の指導及び運営にあたっては中学校学習指導要領において次のように規定されている。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校の教育活動の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※中学校学習指導要領(平成29年3月告示 文部科学省)第1章総則第5の1のウより抜粋

また、同解説【中学校学習指導要領解説 保健体育編】においては、以下のように規定されており、実施するに当たっては、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要であるとされている。

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、 互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するもの であること。
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適正や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、市教委等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教職員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと。

部活動の意義

部活動の意義としては、次のようなことが考えられる。

○ 部活動は、異年齢の交流の中で様々な過程を通して学校の授業や学校行事などでは得

られない貴重な体験ができる。

- 心身をリフレッシュさせるだけでなく、仲間とともに自主的・自発的に行う活動が多くの生徒に喜びと生きがいをもたらし、学校生活を豊かで充実したものにする。
- スポーツの専門的な技能や知識を身に付け、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や 態度を育てるとともに、体力の向上と健康の保持増進を図ることができる。
- 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己 の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成することができる。
- 共通の目標に向かって努力する過程を通して、顧問と生徒、生徒同士の信頼関係が深まり、教職員にとっても、生徒理解をより深めるための重要な機会となる。

これからの部活動の在り方

(1) 目指す姿

市教委は、学校等と連携を図り、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、以下の点に重視して、部活動が地域・学校・競技種目等に応じた多様な形で適切に実施されることを目指す。

- ア 生涯にわたって心身の健康を保持し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- イ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との 関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的な活動になること。
- ウ 部活動顧問の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌になるように留意し、教職員が生徒と向き合う時間を確保できるように、ワークライフバランスの実現に向けた活動になること。

(2) 部活動を通して期待すること

- ア 生徒の自主的、自発的な参加による、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養。
- イ 運動習慣の獲得による、1週間の総運動時間60分未満の生徒の減少。
- ウ 体力の向上による、新体力テスト総合評価D及びEの生徒数の減少。
- エ 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 活動の方針の策定等

ア 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度、「部活動に係る学校としてのガイドライン (活動方針)」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並び に月ごとの活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長 に提出する。

- イ 校長は、上記アの活動方針については、学校のホームページで、活動計画等は文 書等で、該当生徒・保護者に周知する。
- ウ 市教委は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定が効率 的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の策定等を行い支援する。
- エ 校長は、部活動の位置付けや教育的意義を十分に理解した上で、リーダーシップ を発揮し、以下に示す部活動顧問の意識改革を図るよう努めることとする。また、 家庭や地域から活動方針についての理解が得られるようにも努めることとする。
 - ・ 短時間の活動でも、活動内容の見直しにより成果が上がること。
 - ・ スポーツライフの基礎を培う資質・能力の育成を図ること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、 生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施でき るよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 市教委は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や公務分担の実 態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、「部活動の位置付け」、「教育的意義」、「生徒の発達の段階に応じた科学的な指導」、「安全の確保や事故発生後の適切な対応」、「生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止」、「服務(部活動指導員においては校長の監督を受けること、生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等)の遵守」等に関し、任用前及び任用後に研修を行う。

- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、 適切な校務分掌になるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営 及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導を行う。

- オ 市教委は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。
- カ 市教委及び校長は、教職員の部活動の関与について、「学校における働き方改革に 関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における 働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理 等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」 を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則るとともに、市内中学校に配付した「運動部活動Q&A」を参考にして、生徒の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)及び体罰・ハラスメント根絶を徹底する。なお、体罰やハラスメントの行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、社会の規範に反し、スポーツ、文化、芸術の価値を著しく損なうものであることや、全ての指導者が、体罰は認められないもので、根絶すべきものであると再認識し、セクハラ行為の禁止はもちろん指導中の言動や態度にも十分注意すること。

なお、いじめについては、「いじめ防止対策推進法」及び「岡山市いじめ防止対策 基本方針」に則り適切に対応すること。

市教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、学校に対して、適宜支援及び指導・助言を行う。

イ 部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために 休養を適切に取ることが必要であること、過度の練習がスポーツ障害のリスクや外 傷の危険性を高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく 理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培 うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウ トすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目 の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取 りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育科担当の教職員や養護教諭等と連携・協力し、 発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上 で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引きの普及・活用

部活動顧問は、中央競技団体が作成する指導手引(競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間の活動スケジュールや効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成し、部活動顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、前掲2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

計画的な指導に向けての休養日の設定等

- ア 岡山市においては各学校における適切な休養日等を次のように設定する。
 - 週当たり2日以上の休養日を設ける。ただし、平日は少なくとも1日、土曜日 及び日曜日(以下「週末」とする。)の少なくとも1日以上を休養日とする。
 - 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日(長期休業期間中及び「週末」を含む。)は3時間程度とする。ただし、大会等への参加などによりやむを得ず土曜日や日曜日に活動した場合は、必ず代替休養日を確保する。
 - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、閉庁日3日間、年末年始の休日を含み、1週間程度の連続した休養期間を年に2回設けることとする。
 - ※ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。
 - ※ 本ガイドラインに示した「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており(会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない)、身体的トレーニング効果が期待される活動のことである。

また、始業前の活動については、1日の活動時間に含み、放課後の活動時間が十分にとれない場合等に、学校生活や家庭等へ配慮した上で行うこと。

イ 市教委は、国のガイドラインや県の方針を参考に、校長が1(1)に揚げる「部活動 に係る学校としてのガイドライン(活動方針)」を策定するに当たって、上記の休養 日等を設定するよう適宜、支援及び指導・助言を行う。

ウ 校長は、1(1)に揚げる「部活動に係る学校としてのガイドライン(活動方針)」の 策定に当たっては、上記の休養日等を踏まえ、各部の休養日及び活動時間等を設定し、 文書等で、該当生徒・保護者に周知する。

また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・助言を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、 定期考査前後の一定期間等において、学校全体で休養日を設けることや、週間、月間、 年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも可能とする。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、岡山市立中学校2年生女子においては、3割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられてないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動が設置できるよう検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 市教委及び関係団体等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を 設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがな いよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を 推進する。

(2) 地域との連携等

- ア 市教委及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に 応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力による、学校と地域が 共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域に おけるスポーツ環境整備を進める。
- イ 公益財団法人岡山市体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域 スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する 事業等について、市教委と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポー ツ環境の充実を促進する。

また、市教委等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する 研修等、指導者の質の向上に関する取組に協力する。

- ウ 市教委及び関係機関等は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動に ついては、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、 生 徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放を推進する。
- エ 市教委及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、 スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進 することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 市中学校体育連盟は、主催する学校体育大会について、4を踏まえ、単一の学校から複数チームの参加、複数合同チームの大会への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模又は日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。
- (2) 市中学校体育連盟及び市教委は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会等の精選を図る。
- (3) 校長は、市教委や県・市中学校体育連盟が定める上記(2)を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、大会等への参加について精査する。

6 安全管理と事故防止について

生徒の安全確保についての体制整備

- ア 校長及び部活動顧問は活動における安全管理について指導監督体制を整備し、生 徒が常に安全に活動できるよう事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について 校内での研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。
 - 生徒の体力や技能を踏まえた活動計画を作成し、生徒の心身の疲労により、学習や生活等に支障をきたすことがないように配慮する。
 - 大会・対外試合等の参加が過密にならないよう、生徒の健康に配慮した計画を

作成する。

- 急激な天候の変化(雷・大雨等)の際には、活動を停止し安全な場所に避難させる等迅速な対応をとる。
- 全職員に、AED、担架、救急箱等の設置場所を周知し、適切に取り扱うことができるようにするとともに、万が一事故が発生した場合に迅速に対応できるようにする。
- イ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化する中で、学校管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組の強化が急務となっている。校長及び部活動顧問は、暑さ指数(以下「WBGT」とする。)等を参考に学校の置かれている環境や生徒の実態に応じた防止対策等により、生徒の安全確保の徹底を図る。
 - 「熱中症事故の防止について(注意喚起)」(平成30年7月19日付け岡教保第375号)等の通知を踏まえ、WBGTや気温、湿度、生徒一人一人の健康状態等を鑑み、活動内容等を適切に判断する。
 - 広域的な大会等でやむを得ない事情により活動する場合には、こまめな水分・ 塩分の補給や休憩時間の確保、活動中、活動前後の健康観察の実施等、より一層 の熱中症事故防止の対策を講じる。
- ウ 市教委は上記ア及びイについて生徒の安全確保の体制が十分に構築できるよう、 学校に対して支援及び指導・助言を行う。